

入院患者様へ

●入院時の食事療養について(令和7年4月1日から変更になりました)

当院では、入院時の食事療養に関して特別管理の届出をしています。それに伴い食事の提供は管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は午後6時)、適温で提供しています。入院時の食事療養についての標準負担額は以下の通りです。

所得区分		食事療養標準負担額 (1食につき)	
A	一般の方 (以下のB・C・Dのいずれにも該当しない方)	510円	
B	C・Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童等又は、 指定特定医療を受ける指定難病患者	300円	
C	低所得者II(*1)	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
D	低所得者I(*2)	110円	

※1 低所得II:世帯全員が住民税非課税であって「低所得者I」以外の者

※2 低所得I:世帯全員が住民税非課税であって世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者。あるいは、
老齢福祉年金受給権者。